

伊豆市
若者定住促進補助金
のご案内
(住宅補助事業)



伊豆市



伊豆市若者定住促進補助金について

伊豆市では、安心して生活できる住宅環境の確保と、快適で魅力あるまちづくりを因るため、伊豆市に定住する若者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。



補助対象者

補助の対象になるか
チェックしてみよう!

- チェック
- 1 夫婦いずれかが満40歳以下の若者世帯であること。
 - 2 補助金交付後10年以上継続して補助の対象の住宅に居住すること。
 - 3 補助金交付後10年以上継続して伊豆市に住所を有すること。
 - 4 取得住宅に夫婦で住んでいること。
 - 5 新たに土地及び住宅または住宅を購入したものであること。
(住宅の夫婦共有名義は対象となりますが、親との共有名義は対象外となります。)
 - 6 居住する世帯数が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。
 - 7 過去にこの告示に基づく補助金その他の補助を受けていないこと。
(賃貸補助事業を除く)

補助対象住宅

- 1 平成29年12月31日までに市内に新築又は購入（建売又は中古の住宅の購入をいう。以下同じ。）により取得し、家屋登記をした住宅とする。
- 2 住宅とは、居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延べ床面積が80㎡以上のものとする。
- 3 相続、贈与等の取得対価を伴わない場合は対象外とする。

補助金額

補助金の交付額は、住宅の購入費用の範囲内

- 1 土地及び住宅を購入した場合、上限を100万円とする。
(賃貸補助事業の交付を受けた場合は1/2の額)
- 2 住宅のみを購入した場合、上限を50万円とする。
(賃貸補助事業の交付を受けた場合は1/2の額)
- 3 補助金の対象となる夫婦の子で、購入した住宅に居住する中学校就学の始期に達するまでの児童に対して1人につき、10万円を交付する。

申請方法

この事業の補助金を受けるには、新築又は購入した住宅及び土地の登記が完了した日から90日以内に以下の書類をそろえて市役所総合戦略課（本庁）までご持参ください。

- 1 伊豆市若者定住促進住宅補助金交付申請書（様式第3号）
- 2 土地売買契約書及び建築請負契約書等の写し（取得対価のわかるもの）
- 3 補助を受ける住宅及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- 4 住宅の間取図
- 5 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- 6 世帯員全員の過去3年間の納税証明書
- 7 土地の賃貸借契約書（住宅のみ購入者に限る）

チェック

補助金の交付決定

必要書類をチェックしましょう！

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、伊豆市若者定住促進家賃補助金交付・不交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知します。

補助金の請求

補助金の交付決定を受けた者は、伊豆市若者定住促進住宅補助金請求書（様式第10号）に捺印して市役所総合戦略課（地域づくりスタッフ）へ提出してください。請求書が提出された後は、市は現地を確認し補助金を交付します。

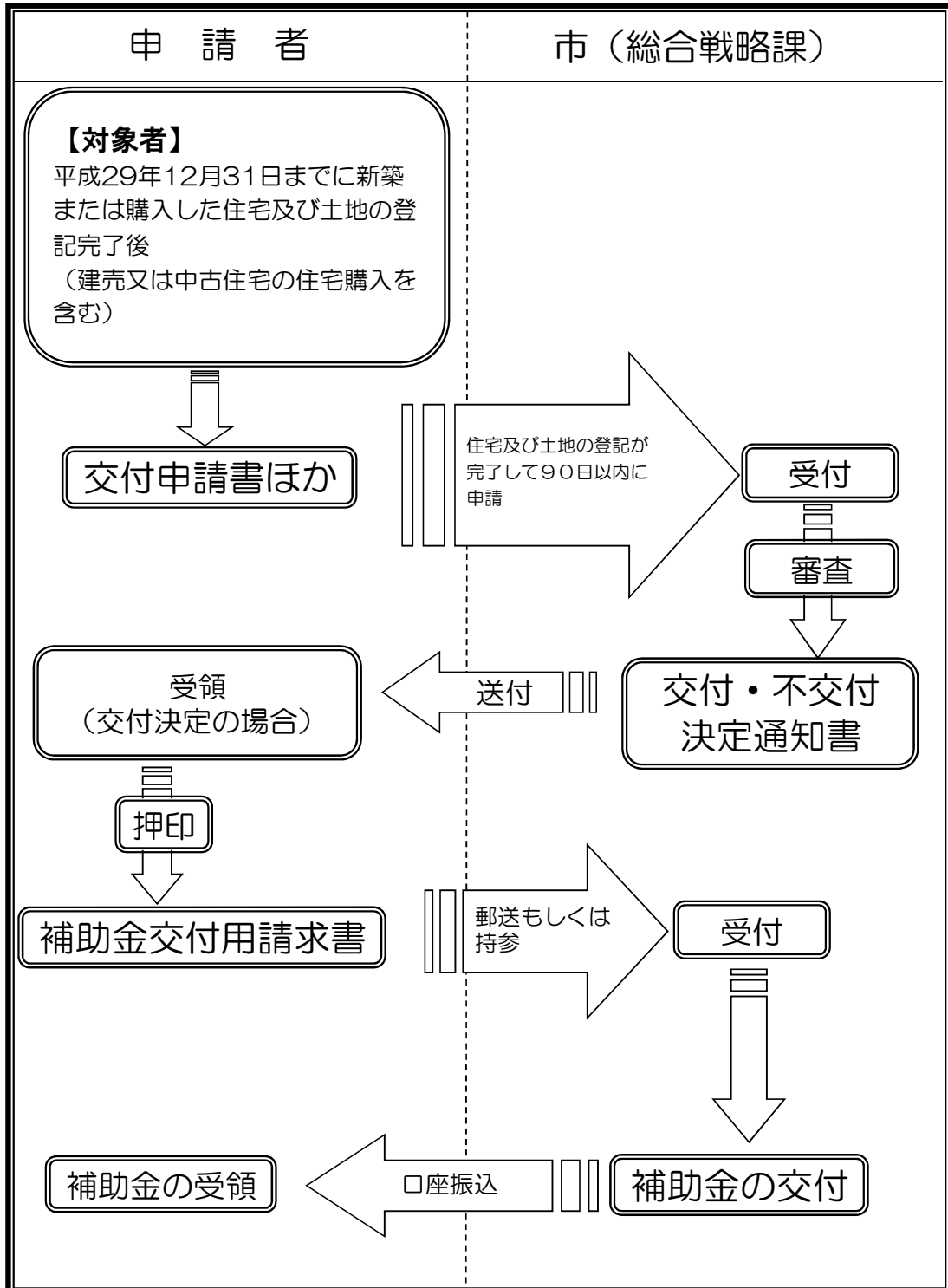
（注）補助金の返還

1 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができます。

2 補助金の交付を受けた者が、補助対象の住宅に10年以上継続居住できないことになった場合は、速やかに伊豆市若者定住促進補助金返還届出書（様式第12号）により市長に報告し、補助金の一部を返還しなければなりません。

この場合の返還額は、補助金交付額を10で除した額に10年を満たない期間の年数（1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。）を乗じた額となります。

伊豆市若者定住促進補助金（住宅補助事業）
申請手続きの流れ



問い合わせ 〒410-2416
伊豆市小立野38-2
伊豆市役所 総務政策部 総合戦略課
TEL 0558-74-3066 FAX 0558-72-6588